

(公印省略)

事 務 連 絡  
令和2年6月18日

自治会長 各位

地域コミュニティ課長 齋藤 実貴男

### 新型コロナウイルス感染予防に伴う公民館等の利用制限について

自治会活動におきまして、新型コロナウイルス感染予防にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂されたこと並びに福岡県の施設利用の緩和方針が示されたことを受け、市内公共施設において3密を回避するなど「新しい生活様式」に沿った感染予防対策（マスク着用・人数制限等）を施したうえで、利用制限を緩和しております。

つきましては、公民館等の利用制限の緩和につきましても、下記の感染予防対策を考慮していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 予防対策

- ① 3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮
  - ・運動を行う上で支障がある場合を除き、できるだけマスクを着用させる。
  - ・換気を行う。（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける。）
  - ・利用者の人数制限などにより人と人との距離を1～2メートル開ける。（ダーツや卓球を行う場合、ダーツボードや卓球台を減らして利用してもらう。）
- ② 体調が悪い方（発熱、喉の痛み、だるさ息苦しさのある方）の利用を遠慮してもらう。
- ③ 使用前後は、各自しっかり手を洗う。
- ④ 大きな声を出したり、大きな声で会話はしない。
- ⑤ 万が一感染が発生した場合に備え、利用者名簿を作成する。